

名護市教育委員会議事録

会議名	第 385 回名護市教育委員会臨時会議		
開催日時	令和 6 年 1 月 29 日 (月) 開会 16:45 閉会 17:15		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 岸本 敏孝 委員(教育長職務代理者) 大城 千代子 委員 大城 享 委員 宮城 恵次	教育次長 岸本 尚志 (教)総務課長 玉城 利和 ほか担当職員	
欠席者	委員 松田 由絵		

1 議案

議案第 1 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算(教育費予算(補正第 8 号))の要求について

2 内容

・議案第 1 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算(教育費予算(補正第 8 号))の要求について

(教育委員会総務課長より議案説明)

委員：児童生徒等の県外派遣等補助金について、以前は当初予算を使い切ったらその年度は補助を終了するということを聞いた覚えがあるが、現在は補正予算で対応している。今後も申請が増加すると思うが、どのようにして区切りをつけているのかお伺いしたい。

教) 総務課長：年々増加傾向にあるが、できる限り対応したいということと、より多くの方に利用できるようにということで、今年度から要綱を改正し、一人あたり 5 万円を上限とした。上限額を設けることにより、これまでより決定額が下がる場合もあるが、より多くの児童生徒等が利用できるように、要綱改正を行い工夫している。また、子ども夢基金を活用している事業であるが、企業版ふるさと納税や寄付金等を子ども夢基金の財源として積み立てており、基金も増加傾向にある。そのため今のところ無理なく補助できる状況にある。

委員：海外に派遣される児童生徒も 5 万円が上限なのか。また、今後改正を行う予定はあるのか。

教) 総務課長：今回の改正に至った経緯として、県外のみではなく海外へ派遣される児童生徒等が増加傾向にあったことが上限額の設定に繋がったというところがある。一人に多額の補助を行い、他の児童生徒が本補助金を利用できないということがないよう、機会均等ということで一律で上限を設定している。

委員：国外へ目を向けさせる教育をしている中で、今後は段階的に見直しを行ったほうがよいのではないか。

教) 総務課長：現時点では上限 5 万円を一律で設定しているが、海外と国内での補助金額の設定については、他市町村等を参考に検討していく。

委員：回数制限はあるのか。また、スポーツ活動以外の大会もあると思うが、申請については学校単位で申請されるのか。

教) 総務課長：回数制限は設けていない。スポーツ活動以外の大会についても補助対象となるものについては対応しており、年度当初に全保護者へチラシを配布し周知している。また、申請については学校又は団体としてクラブチーム等、個人の活動の場合は個人で申請を可能としている。

委員：予選がある場合とない場合の差はあるのか。

教) 総務課長：要綱で大会等により補助率が異なることを定めている。

委員：団体は学校のみではなく、学校が関与していないクラブチーム等にも補助をしているのはすごいと感じた。

教) 総務課長：補助対象が名護市内の学校に在籍していること、または名護市に住所を有していることが条件である。市外の学校に在籍していても名護市に住所を有していれば対象とし、幅広く対応できるようにしている。

(採決の結果、議案第1号は原案のとおり承認)

(会議録署名人)

教育長 岸本 敦孝

作成職員 津波古 爰梨